2011.11

PL Report ＜2011 No.5＞

国内の PL 関連情報

集団的消費者被害救済制度の創設
～消費者被害の一括救済へ内閣府が素案～

（2011 年 8 月 4 日　朝日新聞）

不当条項や誇大広告など、被害額は少ないが多数の消費者が損失を被り、訴訟費用や手間を考えて泣き寝入りしてしまうような案件を一括して救済する「集団的消費者被害救済制度」が新設される。内閣府消費者委員会の専門調査会が４日、素案をまとめた。

国が認定した団体（適格消費者団体）が、まず事業者に対する契約無効や違法行為の確認訴訟を裁判所に提起し、勝訴したら該当する消費者に訴訟の参加をインターネット等で呼びかけ、損害賠償額などを決める。被害者は裁判所に支払う手数料や適格消費者団体への報酬・費用がかかるが、裁判所に行く手間もなく、個別に訴訟を提起するより安く済むため、幅広い被害救済につながると期待される。

「集団的消費者被害救済制度」の対象となるのは、虚偽又は誇大広告による販売、不当勧誘や契約解消のトラブルによる被害などである。消費者庁は２０１３年の施行を目指し、来年の通常国会に向けて関連法案の作成や改正作業を進めている。

ここがポイント

「集団的消費者被害救済制度」は、これまで訴訟費用の負担や手続きの面倒さから泣き寝入りをしていた少額の金銭被害について、多数の消費者の利益を代表して適格消費者団体が訴訟手続を追行することにより、被害にあった消費者の救済を図ることを目的としています。

適格消費者団体とは、２００７年施行の改正消費者契約法に基づき、ＮＰＯや公益法人について、活動実績を消費者庁が審査し総理大臣が認定した団体で、今回の提言により適格消費者団体は、これまで認められていた消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対しての差止請求権に加え、新たに損害賠償請求権が認められ権限が強化されることになります。

本制度は、一段階目の手続きにおいて、多数の消費者と事業者との間の共通争点（法律関係または事実関係）について確認し、その結果を二段階目の手続において、手続きへの加入を申し出た消費者ごとの賠償金額を決定することに活用することによって、多数の消費者被害の救済を図ろうとするものです。

諸外国における消費者団体訴訟制度としては、EU 諸国でも、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対して訴訟を認める制度が広く導入されています。

米国においては、多数の人に同様の被害が発生した場合に、その被害を共有する集団（クラス）を代表すると主張する者が、個々の被害者からの授権を必要とせずに、被害者集団のために事業者に対して損害賠償を請求できる、クラスアクション制度を採用しています。米国では弁護士主導によるクラスアクションによって、企業に対して過度に高額な損害賠償請求がなされる事例もあり、企業の競争力への影響等の弊害が生じているとも言われています。

今回の提言では、訴訟の濫用によるコスト増大が企業へ過大な負担をもたらしている米国のクラスアクションのような事態に陥らないよう、原告は適格消費者団体に限定し、対象案件も広く少額被害が発生するものに絞り込むなどして訴訟の乱発を防いでいますが、例えば個人情報流出事案も本制度の対象になると考えられており、その場合個人情報を抱えている企業では、情報漏えいによる巨額な賠償金の負担が懸念されます。なお、製品事故や食中毒

等の事案については今回は対象外とされていますが、本制度施行後の状況を踏まえ、製品事故等を対象とするかどうか引き続き検討すべきとされており、事業者は法制化に向けた検討過程をこれからも注視する必要があります。

子供用金属性アクセサリーの誤飲事故防止

（2011 年 8 月 10 日　消費者庁）

消費者庁は 8 月 10 日付のニュースリリース「子どもの誤飲事故防止に関する対応」により、乳幼児が飲み込む恐れのある大きさで子どもが身につける可能性のある金属アクセサリー（以下「子ども用金属製アクセサリー」）について、再度、消費者への注意喚起と事業者団体への要請を行った。

同庁は既に昨年、（独）国民生活センターに依頼して行った「子ども用金属製アクセサリーにおけるカドミウムと鉛の溶出量に関する調査」の結果（一部製品から一定量の鉛の溶出が認められた）に基づき、消費者に対して該当製品の取り扱いや管理についての注意喚起を行うと共に、製造・販売事業者に対し鉛の低減と誤飲防止の注意表示の適正化を要請している（2010 年 3 月 25 日付同庁リリース）。しかし、事業者のその後の取り組みをフォローアップする目的で今年度に改めて調査を行った結果、前回と同様に一定量の鉛の溶出が認められる製品があったため、注意喚起・要請を再度行うことになったものである。

ここがポイント

子どもが口に含む可能性のある金属製の玩具やアクセサリーについては、鉛の溶出の危険性が以前より指摘されており、また、カドミウムについても 2010 年 1 月の米国での報道（米国に輸入・販売された子供用アクセサリーから検出）等により注意が払われるようになりました。消費者庁は今年度、日本に輸入・販売されている子ども用金属製アクセサリーを対象に調査を行い、対象となった 243 製品のうち 10 製品から基準（90μg/g）を超える鉛の溶出が認められました。一方、カドミウムに関しては全製品において基準（75μg/g）を超える溶出は認められませんでした。

現在、我が国では、子ども用金属性アクセサリーについて、それが“食品衛生法におけるおもちゃ（金属製のアクセサリー玩具）”と認められる否かにより、鉛の含有基準の適用の有無が決まりますし、カドミウムについては含有基準そのものがありません。ニュースリリースによれば、今回の調査で一定量の鉛が検出された製品は、全て“食品衛生法におけるおもちゃ”の対象ではなかった、カドミウムの数値は ISO の玩具規格の溶出限度を参考にした、と説明されています。

一方で、今回、消費者庁は法律の適用範囲や安全規格の有無に関わらず、「子ども用金属製アクセサリー」として一括してこのような調査、報告を行っています。事業者は、その製品に直接的に適用される法規や規格がない場合にも、国内の類似製品の法規や規格、海外の事例など参考に、自社としての製品安全基準を確立し、製品のリスク低減に努める必要があります。このような観点から、事業者は次の対応を検討・実施すべきと考えられます。

- 便宜上の製品の分類や区分に関わらず、想定される使用者と危険源（本件の場合、有害金属の含有、誤飲など）に基づいてリスクアセスメントを実施する。（→本件の場合、製品名や想定する使用方法に関わらず、サイズ、形状等によっては、子どもは同じように製品を口に入れる可能性がある）
- 輸入事業者や流通業者の場合は調達の条件として、供給者に対して製品の仕様書や該当規格の認定書、使用されている原材料の安全性を示すデータ（ＭＳＤＳ等）の提供を求めて安全性を確認することを検討する。

・　製品安全の確保をより確実にするために、公表されている各種の事故調査報告や製品回収事例、あるいは関連する法規・規格の改訂などの情報を収集し、常に最新の状態に更新し、リスクアセスメントに反映させることで、正しい判断が出来るようにしておく。

小麦由来成分配合石鹸によるアレルギー被害

（2011 年 8 月 14 日　産経新聞他）

2005 年から 2010 年 12 月までに「美肌効果がある」として、通信販売で約 4650 万個と爆発的な販売を記録した小麦由来成分配合石鹸の使用者から、小麦由来成分によるアレルギー症状を発症する被害が相次いでいる。国民生活センターに寄せられた当該石鹸に関する相談は 9 月 1 日現在で 1309 件寄せられており、うち危害に関する相談は 614 件に上っている。

厚労省は 2010 年 10 月時点で事態を重視し、当該事業者に対し注意喚起や副作用の報告を徹底するよう通知した。これを受け製造販売会社は 2010 年 12 月 7 日に販売停止、更に厚生労働省と製造販売会社は 2011 年 5 月 20 日には自主回収を発表した。しかし、8 月末現在回収できたのは約 90 万個にとどまっている。

いったん小麦アレルギーになると、当該石鹸の使用をやめても、パンやうどんなどの小麦製品による発症が続くことも考えられ、相談件数も多いことから、大阪、東京、名古屋などではすでに被害対策弁護団が発足している。製造販売会社は「アレルギー症状が出た利用者には医師の診断書に基づき、見舞金などを支払っている。できるだけ利用者の不安を解消できるよう、今後も情報提供に努めたい」としている。

ここがポイント

当該石鹸に使用されている小麦成分は、食品としてはアレルギーが発症することが認知されている小麦を加水分解した「グルパール」という成分です。小麦成分は 1994 年から乳液、洗顔フォームなど化粧品に幅広く使われ、当該石鹸以外には日本化粧品工業連合会にアレルギー症例の報告はありません。また、販売会社も「加水分解小麦はシャンプーやリンスにも使われており、なぜ本石鹸でアレルギーが発症するのか、調査している。」とコメントしています。石鹸に含まれる加水分解小麦とアレルギー発症との因果関係は、明確になっていないのが実情ですが、「石鹸を頻繁に使うことで皮膚のバリアー機能が低くなったり、顔を洗うたびに目や鼻の粘膜に小麦加水分解物が繰り返し付着したため、アレルギーが起きた可能性がある。」と考える専門家もおり、本製品は美肌をうたった商品のため、購入者が肌に念入りにすり込むように使うことにより発症した可能性も考えられます。

67 件のアレルギー発現例が全国の医療機関から厚生労働省へ寄せられたことから、2010 年 10 月、同省は、製造販売会社に対し注意喚起や副作用の報告を徹底するよう通知をし、これを受け、同社は、通信販売の送付先にダイレクトメールを発送、小麦成分入りの石鹸製造販売の停止、製品の自主回収に着手するなど、順次対応を行ってきています。前述のとおり、石鹸に含まれる加水分解小麦とアレルギー発症との因果関係は明確になっていないのが実情ですが、実際に被害者が多数発生し、因果関係が相当程度疑われる中では、自主回収に至る判断、対応は適切なものと考えられます。同社は相談フリーダイヤルを設け 2011 年 7 月と 8 月にダイレクトメールを発送しホームページにも回収情報を載せています。市場での回収状況も睨みながら情報提供方法の工夫や頻度を増やすなど、さらなる回収率向上に向けてスピードアップした対応が望まれます。

なお、市場で自社の製品に起因する事故が発生していると考えられる場合は、被害拡大防止の観点から情報公開、原因究明、販売停止や回収等の対策実施を迅速に行っていくことが

重要となります。事業者としては、信頼回復のため迅速な市場対応が求められることからも、事故発生時の対応ルールを明確化し社内に周知した上、確実に実行することが重要です。またルール実行の際は、事故の発生動向や製品回収状況など対策効果を随時評価しつつ、必要な改善を適時行うことも忘れてはなりません。対応ルールは市場の変化に相応して改善が必要であり、市場の情報を定期的に評価し見直しを行っていくことが求められます。

海外の PL 関連情報

メキシコにおけるクラスアクション法の制定

2011 年 4 月、メキシコ初のクラスアクション法が議会を通過し、大統領署名後 8 月 30 日に公表された。新法は 2012 年 3 月 1 日より施行される。メキシコでは、2010 年 4 月に議会において憲法の修正を行い、１年以内にクラスアクション法を制定するよう求めていた。学識経験者、実務家、消費者保護団体、ＮＧＯ、経済界等異なるセクターにおいて様々な利害に基づくクラスアクション法のモデルの論議を経て、今回、新法としてとりまとめられた。

ここがポイント

クラスアクションは、多数の人に同様の被害が発生した場合に、その被害を共有する集団（クラス）を代表すると主張する者が、個々の被害者からの授権を必要とせずに、被害者集団のために事業者に対して損害賠償請求訴訟を提起できる制度です。メキシコにおいては、1994 年消費者保護法により、消費者問題について限定的にクラスアクションを認めていましたが、提訴権を連邦消費者保護機関（the Federal Consumer Protection Agency）のみに与えていたことから、実際には 20 年余で数件の提訴実績しかなく、長年にわたり、実務家、消費者団体、学者、立法者がクラスアクション法の制定を主張してきました。

新法におけるクラスアクションの対象は、消費者用製品・サービス、環境、一定の金融取引等に関わる訴訟であり、次の３類型に整理されています。

①クリーンな環境に対する権利等、特定の個人に関わらない、社会一般の権利の保護を目的とする訴訟（Diffuse action）

②契約に基づかない個人の集団に関わる権利の保護を目的とする訴訟（Collective action）

③契約上メンバーが共通で同一の権利を有する集団の保護を目的とする訴訟（Homogeneous individual rights class action）

従来から批判のあった提訴権については、連邦消費者保護機関（Federal Consumer Protection Agency）、連邦環境保護機関（the Federal Environmental Protection Agency）、全国金融サービス利用者保護委員会（National Commission for the Protection and Defense of Users of Financial Services）、連邦独占禁止機関（Federal Antitrust Authority）の連邦関連機関のほか、最低 30 名以上のメンバーを有するクラスの代表、設立目的が特定の集団利益を保護することが目的の非営利民間団体等に幅広く認めています。

また、構成メンバーの訴訟手続への参加方法としてのオプトイン（Opt-in）、オプトアウト（Opt-out）※に関して、新法は訴訟類型に応じた複合型とし、上記①の訴訟累計の場合にはオプトアウト、②や③の場合にはオプトインとしており、事業者等の負担とのバランスをとりつつ、従来に比べより被害者救済を図る仕組みとなっています。

※　オプトイン（Opt-out）／オプトアウト（Opt-in）：
個々の消費者からの訴訟参加の申出に基づき対象者が決まるのがオプトイン、個々の消費者からの参加申出を要さずに自動的に対象者が決まる（参加しないことを表明した消費者だけが除かれる）

のがオプトアウト。

カリフォルニア州最高裁判所判決：COLLATERAL SOURCE RULE の証拠適用方法を修正

本年８月、カリフォルニア州最高裁判所は Howell v. Hamilton Meats 事件において、従来の「COLLATERAL SOURCE RULE」（副次的給付非控除ルール）にかかわる証拠採用方法を改め、従来の「医療機関からの請求金額」ではなく、「医療機関の受領金額」を基に陪審に損害認定を指示すべきと判示した。

本件における原告の治療費は、医療機関からの請求額を原告の健康保険会社が交渉の上３分の１に減額していた。下級審段階の損害認定では、「COLLATERAL SOURCE RULE」に基づく従来の（減額前の）「医療機関からの請求金額」を証拠採用していたが、最高裁はこれを覆し、保険会社による実際の支払額すなわち「医療機関の受領金額」を証拠採用すべきとした。

ここがポイント

米国の損害賠償請求訴訟においては、損害額が被害者自ら手配した保険や補償等により補填された場合でも、損害賠償以外の源泉による補償は考慮せずに損害認定するという原則があります。これを「COLLATERAL SOURCE RULE」といいます。また、この考えに基づき、裁判手続上損害額の立証証拠として採用されるのは、保険等による補填を考慮する前の医療機関からの「請求金額」にかかわる証拠でした。

しかし、本件のように米国では保険会社による医療費減額交渉により請求額を大幅に下廻る医療費で医療機関が合意することが一般的であることから、「請求金額」を基に損害額を認定すれば、実際の損害の額を大幅に上廻る損害認定となります。

本件では、医療機関が$189,978 を請求し、原告の健康保険会社が$59,691 まで減額した結果、$130,286 も差が出てしまいました。裁判で$189,978 が認定されれば、健康保険会社が先取特権を行使して$59,691 を回収しても、差額の$130,286 を被告が負担し、原告が受け取ることになります。このような問題があることから、COLLATERAL SOURCE RULE は、米国で進められている不法行為法改革（Tort reform）の検討対象領域の一つとなっています。

本訴訟では、地裁段階の事実審で「請求額」を基準とした陪審評決が出され、評決後の判事による聴聞で「支払額」基準へ減額しましたが、原告はこの減額を「COLLATERAL SOURCE RULE」違反として控訴し、控訴審もその考えを支持しました。これに対して最高裁は次の３点の考え方を示しており、将来のカリフォルニア州における損害賠償請求訴訟に影響を与えると考えられます。

（１）「COLLATERAL SOURCE RULE」は、損害認定を損害賠償以外の方法で補填された正味損害額で行うことを禁じているだけである。（注：禁じられているのは「保険による填補後の損害はゼロ」と示すことである。）

（２）陪審に示す証拠は、医療機関の受領した「支払額」であって、当初の「請求額」は原告の損害とは関係がない。

（３）また、原告が自己の利害の為に特別に減額させたのであれば別だが、減額は保険会社が相場調整として行ったものであり、原告が差額を甘受すべきではない。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL.03-5296-8912）、またはお近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。